

本号で公布された条例のあらまし

◇監査委員に関する条例の一部を改正する条例(条例第40号)

- 1 監査委員が行う監査を、より独立性と専門性が高く、幅広い見地から実施されるものとするため、監査委員の構成を、識見を有する者から選任するもの3名(現行2名)及び議員のうちから選任するもの1名(現行2名)に改めることとしました。
- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

◇任期付研究員の採用等に関する条例(条例第41号)

- 1 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律の制定に伴い、試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇長野県県税条例の一部を改正する条例(条例第42号)

- 1 地方税法の一部改正に伴い、法人税について連結納税の承認を受けた法人について、従前どおり単体法人を法人県民税及び法人事業税の納税単位とするための規定の整備を行うほか、所要の改正をしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇長野県情報公開条例の一部を改正する条例(条例第43号)

- 1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正により、国が保有する独立行政法人等に係る情報を国の行政機関に係る情報と同様に取り扱うこととされたことに合わせ、県が保有する独立行政法人等に係る情報の公開について規定の整備をしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇貸付金免除条例の一部を改正する条例(条例第44号)

- 1 看護職員修学資金について、国の制度改正に伴い、償還債務の免除に必要な看護職員として業務に従事すべき期間を5年間(現行3年間)に改めるほか、所要の改正をしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇クリーニング所において講ずべき措置に関する条例(条例第45号)

- 1 クリーニング業法の一部改正に伴い、クリーニング所において講ずべき必要な措置を定めました。
 - 2 この条例は、平成15年1月1日から施行します。
-

◇化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(条例第46号)

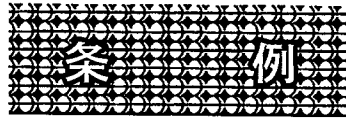
- 1 化製場等に関する法律の一部改正に伴い、化製場等について講ずべき衛生上必要な措置を定めました。
 - 2 この条例は、平成15年1月1日から施行します。
-

◇公害の防止に関する条例の一部を改正する条例(条例第47号)

- 1 湖沼水質保全特別措置法の一部改正に伴い、豚房施設等の指定施設等について構造及び使用の方法に関する基準を定めました。
 - 2 この条例は、平成15年1月1日から施行します。
-

◇公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例(条例第48号)

- 1 多発急増傾向にある痴漢、盗撮等の卑わいな行為を未然に防止するため、規制対象の行為を明確化し、その罰則を強化するとともに、刃物、木刀等を振り回す等の行為を禁止行為に追加するほか、所要の改正をしました。
- 2 この条例は、平成14年12月1日から施行します。



監査委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年10月21日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第40号

監査委員に関する条例の一部を改正する条例

監査委員に関する条例（昭和39年長野県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条中「2人」を「1人」に改める。

第3条中「他の1人も」を「2人以上の者を」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在任する議員のうちから選任する監査委員が2人である場合の当該監査委員の任期が満了する日までの間における議員のうちから選任する監査委員の数については、この条例による改正後の監査委員に関する条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該監査委員のうち少なくとも1人がその任期の中途において監査委員でなくなった場合における当該監査委員でなくなった日の翌日以降については、この限りでない。

人 事 課

任期付研究員の採用等に関する条例をここに公布する。

平成14年10月21日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第41号

任期付研究員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号。以下「法」という。）第2条第3号、第3条第1項、第5条第1項及び第6条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定により、公設試験研究機関（法第2条第1号に規定する公設試験研究機関をいう。次条において同じ。）の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外となる職員)

第2条 法第2条第3号に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職を占める職員とする。

- (1) 公設試験研究機関の長の職
- (2) 公設試験研究機関の長の職務遂行を補佐し、当該公設試験研究機関の業務を整理する次長等の職
- (3) 公設試験研究機関に置かれる支場等の長の職

(任期を定めた採用)

第3条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合
- (2) 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者（この号の規定によりかつて任期を定めて採用されたことがある者を除く。）を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合

(任期の更新)

第4条 任命権者は、法第5条第1項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ

め職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第5条 第3条第1号に掲げる場合に該当し、同条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 俸	給料月額
	円
1	423,000
2	499,000
3	580,000
4	675,000
5	787,000
6	899,000

2 第3条第2号に掲げる場合に該当し、同条の規定により任期を定めて採用された職員（以下この条及び次条において「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 俸	給料月額
	円
1	347,000
2	388,000
3	420,000

3 任命権者は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の号俸を、その者が従事する研究業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

4 任命権者は、第1号任期付研究員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号俸により難いときは、同項及び前項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された一般職に属する国家公務員の例により、その給料月額を定めることができる。

5 任命権者は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給することができる。

6 第3項の規定による号俸の決定、第4項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による任期付研究員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与に関する条例の適用除外等)

第6条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号。次項において「一般職員給与条例」という。）第6条から第8条の2まで、第9条、第12条、第12条の2、第3章、第3章の3、第3章の4及び第7章の2の規定並びに長野県警察

職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号。第3項において「警察職員給与条例」という。）第6条から第8条の2まで、第9条、第12条、第13条及び第15条から第18条までの規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。

- 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する一般職員給与条例第4条第1項、第31条の2第1項及び第45条の2第1項の規定の適用については、一般職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第41号。第31条の2第1項において「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、一般職員給与条例第31条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（第45条の2第1項において「第1号任期付研究員」という。）である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、一般職員給与条例第45条の2第1項中「職員」とあるのは「職員及び第1号任期付研究員である職員」とする。
- 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する警察職員給与条例第4条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第41号）第5条の規定」と、同条第2項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例第5条の規定」とする。

（第1号任期付研究員の裁量による勤務）

第7条 任命権者は、第1号任期付研究員の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第1号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第1号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号。次項及び第3項において「勤務時間条例」という。）の規定による勤務時間の割振りを行わず、職務遂行の方法等に関し具体的な指示を行わないで、当該第1号任期付研究員をその職務に従事させることができる。この場合において、当該第1号任期付研究員は、人事委員会規則の定めるところにより、その勤務の状況について任命権者に報告しなければならない。

- 2 前項の場合における第1号任期付研究員は、月曜日から金曜日までの5日間において、人事委員会規則で定める時間帯について勤務時間条例第2条第5項の規定により勤務時間を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。
- 3 勤務時間条例第2条第5項から第7項まで、第7条及び第15条の規定は、前項の第1号任期付研究員には、適用しない。

（実施規定）

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第5項中「職員を」を「職員及び任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第41号)第3条の規定により任期を定めて採用された職員を」に改める。

人 事 課

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年10月21日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第42号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「団地管理組合法人」の次に「、マンション建替組合」を加える。

第28条第1項の表中「資本積立金額」の次に「又は同条第17号の3に規定する連結個別資本積立金額」を加え、「第6条の23」を「第6条の23の2」に改め、「団地管理組合法人」の次に「、マンション建替組合」を加え、同条第2項中「算定期間、」の次に「同項第1号の2の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第1号の3の連結法人税額の課税標準の算定期間、」を加え、同条第3項中「又は第2号」を「から第2号まで」に、「あるもの」を「あるもの及び法第52条第2項第1号の2に掲げる法人」に改める。

第29条第1項中「第6項及び第8項から第10項」を「第4項、第5項、第24項及び第26項から第28項」に、「及び寮等」を「又は寮等」に改め、「第53条第1項後段」の次に「若しくは第3項」を加え、同条第2項中「第69条第1項又は」を「第69条第1項若しくは」に、「を超える」を「又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額を超える」に、「第53条第11項」を「第53条第29項」に改め、同条第3項中「第70条」の

次に「又は第81条の16」を、「法人税額」の次に「又は当該更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を、「事業年度」の次に「又は連結事業年度」を加え、「第53条第12項」を「第53条第30項又は第31項」に改め、同条第4項中「第53条第13項から第16項まで、第20項及び第21項」を「第53条第32項から第35項まで、第40項及び第41項」に改め、同条第5項中「法人税額」を「法人税額又は当該更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」に、「第53条第21項」を「第53条第41項」に、「第53条第17項から第20項」を「第53条第36項から第40項」に、「第22項」を「第42項」に改め、同条第6項中「に係る」を「又は法第53条第2項に係る」に改める。

第35条第1項中「損金の額」の次に「若しくは個別帰属益金額及び個別帰属損金額」を加える。

第38条第3項中「の所得」の次に「又は当該更正に係る法人税の連結所得に係る個別所得金額」を加える。

附則第12条中「各事業年度（法人税法第2条第29号の3に規定する特定信託の各計算期間を含む。）分」を「各事業年度分、各連結事業年度分又は各計算期間分」に、「又は合併」を「(合併による解散を除く。）」に改める。

附則第13条第1項中「各事業年度分」の次に「又は各連結事業年度分」を、「法人税額」の次に「又は個別帰属法人税額」を加え、同条第2項中「に規定する」を「の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の」に、「末日現在」を「末日現在、同条第4項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」に改め、同条第3項中「法人税額」の次に「又は個別帰属法人税額」を加え、同条第4項中「が1年」を「又は連結事業年度が1年」に、「の月数」を「又は当該連結事業年度の月数」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第4項の改正規定及び第28条第1項の表の改正規定（「団地管理組合法人」の次に「、マンション建替組合」を加える部分に限る。）は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）の施行の日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の長野県県税条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分（新条例第18条第4項及び第28条第1項の表の規定中マンション建替組合に係る部分を除く。）は、平成15年3月31日以後に終了する事業年度分の法人の県民税、同日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税及び同日以後に終了する計算期間分の法人の県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の県民税及び同日前に終了した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する規定の適用)

- 3 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成15年3月31日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。以下同じ。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

税 務 課

長野県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年10月21日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第43号

長野県情報公開条例の一部を改正する条例

長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号のウ中「が公務員」を「が公務員等」に、「国家公務員及び」を「国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条及び第14条において同じ。）の役員及び職員並びに」に、「当該公務員」を「当該公務員等」に改め、同条第3号及び第5号中「国」を「国、独立行政法人等」に改め、同条第6号中「国若しくは」を「国、独立行政法人等若しくは」に、「以下この号」を「イ」に改め、同号のオ中「又は国等」を「国若しくは他の地方公共団体」に、「企業に」を「企業又は独立行政法人等に」に改める。

第14条第1項中「国」を「国、独立行政法人等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長野県情報公開条例第7条及び第14条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされた公開請求(同条例第6条第1項に規定する公開請求をいう。以下同じ。)について適用し、同日前にされた公開請求については、なお従前の例による。

法規学事課行政情報室

貸付金免除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年10月21日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第44号

貸付金免除条例の一部を改正する条例

貸付金免除条例(昭和39年長野県条例第33号)の一部を次のように改正する。

本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程(昭和37年長野県告示第355号)の項中「キまで」を「クまで」に、「3年間」を「5年間」に、「3年に加えた期間)継続したとき」を「5年に加えた期間)継続したとき。ただし、クに掲げる施設において看護職員の業務に従事する場合にあつては、アからカまでに掲げる施設において看護職員の業務に従事した期間が3年以上ある者に限る」に、

キ 保健所又は市町村	を
キ 地域保健法(昭和22年法律第101号)第21条第2項第1号に規定する特定町村(以下この項において「特定町村」という。)	に、
ク 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第7条第5項に規定する居宅サービス事業(同条第8項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)を行う事業所(以下この項において「訪問看護事業所」という。)	

「
 ウ 保健所又は市町村
 エ 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第7条第5項に規定する居宅サービス事業（同条第8項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所
 」

を

「
 ウ 特定町村
 エ 訪問看護事業所
 」

に改

め、同表中

「
 地域改善対策高等学校等進学奨励金貸与規程（昭和57年長野県教育委員会教育長告示第7号）
 」

を

「
 平成14年長野県教育委員会教育長告示第1号の規定に基づきなお効力を有することとされる同告示による廃止前の地域改善対策高等学校等進学奨励金貸与規程（昭和57年長野県教育委員会教育長告示第7号）。
 」

に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日にこの条例による改正前の貸付金免除条例本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程（昭和37年長野県告示第355号）の項に規定する修学資金の貸与の決定があった者に係る当該修学資金の償還の債務の免除については、この条例による改正後の貸付金免除条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

医 務 課

クリーニング所において講ずべき措置に関する条例をここに公布する。

平成14年10月21日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第45号

クリーニング所において講ずべき措置に関する条例

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第3条第3項第6号の規定による営業者がクリーニング所において講ずべき措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般的措置

ア クリーニング所は、住居その他のクリーニング所以外の用途に供する施設と壁等により明確に区画し、かつ、クリーニング所以外の用途に使用しないこと。

イ 床（洗い場の床を除く。）は、板又は不浸透性材料で仕上げること。

ウ クリーニング所内の採光又は照明及び換気は、十分に行うこと。

エ 洗濯物の収納容器又は収納設備は、毎月1回以上消毒すること。

オ ねずみ及び衛生害虫の駆除を行うこと。

(2) 洗濯物の処理を行う施設における措置

ア 施設内は、仕上場及びそれ以外の用途に供する場所に区分し、それぞれ洗濯物の処理に応じた適当な広さを有すること。

イ 洗い場の内壁は、不浸透性材料で造られている場合を除き、床面から50センチメートルの高さまで不浸透性材料で腰張りすること。

ウ 溶剤、洗剤、薬品、蒸留残さ物等を安全に保管する設備を設けること。

エ テトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング機械には、排液を適正に処理するため、排液処理装置を設置し、排液の濃度を常に管理すること。

オ テトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング機械には、溶剤蒸気回収装置を設置すること。

カ 仕上作業は、清潔な衣服を着用して行うこと。

(3) 受取及び引渡しを行う施設における措置

ア 受取及び引渡しを行うために十分な広さを有すること。

イ 対面して受取及び引渡しを行う施設にあっては、適当な広さの受渡台を備えること。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成15年1月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。
- 2 本則第2号のオの規定は、施行日以後に新設されるテトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング機械について適用する。

食品環境水道課

化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年10月21日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第46号

化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

化製場等に関する法律施行条例(昭和59年長野県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とし、第3条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(衛生上必要な措置)

第3条 法第5条第4号(法第8条において準用する場合を含む。)の規定による衛生上必要な措置は、別表第2のとおりとする。

別表第1の2中「貯造」を「貯蔵」に改める。

別表第2中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の別表を加える。

(別表第2)(第3条関係)

1 死亡獣畜取扱場に係る衛生上必要な措置

(1) 死亡獣畜の解体を行う死亡獣畜取扱場

ア 解体した皮、肉、骨、臓器等は、放置することなく、埋却場、焼却場又は化製場に運搬すること。

イ 人に伝染するおそれのある疾病にかかった獣畜を解体する場合は、必要な消毒を行うこと。

(2) 死亡獣畜の埋却を行う死亡獣畜取扱場

死亡獣畜を埋却するときは、地表まで1メートル以上の余地を残す深さとし、埋却の年月日を標示して、3年間これを掘り返さないこと。

2 化製場並びに法第8条に規定する製造及び貯蔵の施設に係る衛生上必要な措置

(1) 製品(半製品を含む。)で著しく臭気を発するものは、ふたのある容器に入れ、又は臭気を十分に処理することができる設備が設けられた室内において保管すること。

(2) 原料等の運搬にはふたのある容器を用いて汚物の飛散を防止すること。

附 則

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

食品環境水道課

公害の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年10月21日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第47号

公害の防止に関する条例の一部を改正する条例

公害の防止に関する条例(昭和48年長野県条例第11号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2款 特定施設に関する規制(第18条-第28条)」を

「第2款 特定施設に関する規制(第18条-第28条)

第3款 湖沼水質保全特別措置法の規定に基づく指定施設及び準用指定施設の構造及び使用の方法に関する基準(第28条の2)」

に改める。

第3章第2節第2款の次に次の1款を加える。

第3款 湖沼水質保全特別措置法の規定に基づく指定施設及び準用指定施設の構造及び使用の方法に関する基準

(指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準)

第28条の2 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第19条（同法第22条において準用する場合を含む。）の規定による指定施設及び準用指定施設の構造及び使用の方法に関する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和60年政令第37号。以下「湖沼法施行令」という。）第6条第1号又は第10条に掲げる施設

ア 豚房、牛房及び馬房（以下この号において「豚房等」という。）並びにこれに接する畜舎の通路等の構造並びに汚物だめ及び汚水だめの構造

(ア) 豚房等の床は、汚物又は汚水が地下浸透しない構造にすること。

(イ) 豚房等の内部は、汚物又は汚水の除去に支障をきたさないよう家畜の種類に応じ適切な広さと高さを有すること。

(ウ) 豚房等に接する畜舎の通路等で汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、汚物又は汚水が地下浸透しない構造にすること。

(エ) 豚房等の床及び豚房等に接する畜舎の通路等に雨水が流入しない構造にすること。

(オ) 汚物だめ及び汚水だめは、汚物又は汚水が地下浸透しない構造その他の汚物又は汚水の保管及び貯留に支障をきたさない構造にすること。

イ 汚物だめ及び汚水だめの使用並びにふん尿の管理

(ア) 汚物だめ及び汚水だめの汚水が公共用水域に直接排出されないよう汚物だめ及び汚水だめを適切に使用すること。

(イ) ふん尿がみだりに流出しないよう適切に管理すること。

ウ ア又はイに掲げる措置を講ずることができない場合の措置

ア又はイに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

(2) 湖沼法施行令第6条第2号に掲げる施設

ア 飼料の投与

(ア) 飼料の投与に当たっては、網いけすの外へ散布しないようにすること。

(イ) 溶存酸素の低下等による環境の悪化又は魚病によつて摂餌力が低下した場合にあつては、飼料の投与を制限すること。

イ 死魚の除去

死魚は湖沼から除去し、陸上で適切に処分すること。

別表の3中「(昭和59年法律第61号)」を削り、「湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和60年政令第37号。以下「湖沼法施行令」という。）」を「湖沼法施行令」に改める。

附 則

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

公 害 課

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年10月21日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第48号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和39年長野県条例第86号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「(ぐれん隊行為等)」を削り、同条第1項中「次の各号に掲げる行為」を「多数で、うろつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客等の公衆に対し、いいがかりをつけ、すごむ等不安を覚えさせるような言動」に改め、同項各号を削り、同条に次の1項を加える。

3 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がなく、刃物、鉄棒、木刀その他の身体に危害を加える器具として使用することができる物（以下この項において「危険器具」という。）を振り回し、突き出す等危険器具を用いて他人に不安を覚えさせるような行為をしてはならない。

第13条の見出しを削り、同条中「から前条」を「又は第5条から第13条」に改め、「のいずれか」を削り、同条を第15条とする。

第15条の前に次の見出し及び1条を加える。

(罰則)

第14条 第4条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 常習として第4条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第12条の見出し中「キャンプ場」を「キャンプ場」に改め、同条中「キャンプを行なう」を「キャンプを行う」に改め、同条第1号中「行なつて」を「行つて」に、「誤まらせる」を「誤らせる」に改め、同条第2号中「行なつて」を「行つて」に改め、同条を第13条とする。

第11条の見出し中「スキー又はスケート」を「スキー等」に改め、同条中「又はスケートを行なうに際し、スキー又はスケートを行なつて」を「、スケートその他これらに類するスポーツ（以下この条において「スキー等」という。）を行う場所において、スキー等を行うに際し、スキー等を行つて」に、「スキー又はスケートを行なっている者の」

を「その」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「ヨット」を「ヨット」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第4条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

(卑わいな行為の禁止)

第4条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、みだりに、他人を著しくしゅう恥させ又は不安を覚えさせるような仕方で、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人の身体に、直接又は衣服等の上から触れる行為
- (2) 衣服等で覆われている他人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影する行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他人に対する卑わいな言動

附 則

この条例は、平成14年12月1日から施行する。

生活保安課